

2-7：災害時における物資の供給に関する協定（株式会社ほっかほっか亭総本部）

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、災害時における食料・物資（以下「物資」という。）の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害時に避難所等で必要となる物資の確保を図るため、甲の要請に応じ、乙が保有する物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（物資の種類）

第2条 乙が甲に対して提供する物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 弁当類を中心とする食料品
- (2) 飲料水

（要請）

第3条 甲は、物資を調達する必要がある場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

（物資の範囲、報告）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲乙協議により運搬方法を決めるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（引渡し場所までの運搬に係る費用を含む）を基準として、甲乙協議により決定するものとする。

（安全衛生管理）

第8条 甲及び乙は、物資が安心安全に消費されるために、物資の特性を十分考慮し、製造・運搬・供給・保管・配布の各過程において、安全衛生管理面に特に注意しなければならず、第6

条の引渡し前については乙が、引渡し後については甲が、それぞれ責任をもって安全衛生管理を行う。

2 消費期限内に物資が消費されなかつたことにより、または引渡し後の安全衛生管理の瑕疵により食中毒等安全衛生管理上の問題が生じた場合は、乙は一切の責任を負わない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は第6条の物資の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議して決定し、乙の請求によりその代金を乙に支払うものとする。

(緊急連絡先の報告)

第11条 甲及び乙は、平常時から情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月13日

甲 加古川市加古川町北在家200番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 大阪府大阪市北区鶴野町3-10
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 岩㟢 智彦